

令和8年7月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(少コ)第52号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和8年7月8日

判

決 (通常手続移行後)

原告

實 重 隆 宏

被告

亡蛭子健策訴訟承継人

同所同番号

被告

亡蛭子健策訴訟承継人

被告

亡蛭子健策訴訟承継人

上記3名訴訟代理人弁護士

山 内 貴 博

主

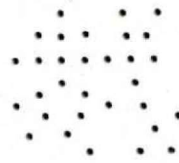
文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告 [redacted] は、原告に対し、2万5000円及びこれに対する令和7年12月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告 [redacted] は、原告に対し、5万円及びこれに対する令和7年12月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被告 [redacted] は、原告に対し、2万5000円及びこれに対する令和



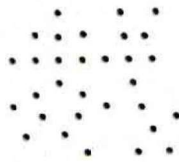
7年12月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、訴外一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「訴外JARL」という。）の会員である原告が、同訴外JARL大阪府支部の支部長であり、かつ、当該支部のメーリングリスト（以下「本件ML」という。）の管理者である亡蛭子健策（以下「亡蛭子」という。）に対し、正当な理由なく本件MLへの登録申請を拒否されたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、不法行為に基づき損害賠償（慰謝料）を請求する事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 令和7年3月20日、原告は、亡蛭子に対し、氏名のみを記載したメールを送信した（甲8）。
- (2) 原告は、令和7年4月20日、訴外JARLの運営事業に関して問題があるとして、Eメール転送サービスを利用し、不特定多数の会員に対して同時に大量の「WEB署名のお願い」と題する一斉メールを送信し（乙3）、同年5月24日、「QSL遅延解消を求める署名をJARLに提出し、あわせて公開質問状を送付しました。」と題するメールを訴外JARLの会員に対し、再度、大量に送信した（乙8）。
- (3) 同年4月22日及び5月24日、原告は、亡蛭子に対し、本件MLへの登録を希望する旨の電子メールを送信し（甲8）、同月30日、同趣旨の葉書を送付した（甲12）。
- (4) 同年6月22日、東京において、訴外JARLの定時社員総会が開催され、オンライン会議システム（Zoom）による傍聴が許された原告が、Zoom画面上に原告自身の映像とともに、「守れQSL文化！増やせ転送量！」等、自己の主張を記載したテロップを流した（乙18）。



- (5) 同年7月6日以降、原告は、本部役員を含む多数の訴外J A R L関係者に対し、本件ML加入に関する電子メールを19通送信した（甲8、乙1）。

さらに同月21日、原告は、亡蛭子の携帯電話へ登録を求めるSMSメッセージを送信し（甲10）、同月23日、「メーリングリスト登録のお願い」と題する書面を送付した（甲13）。

- (6) 同年9月26日、原告は、亡蛭子宅への訪問を予告するメッセージを送信した（甲10）上、翌27日、亡蛭子宅を訪問した（乙20の1、20の2ないし20の10）。その際、原告は「ご通知」と赤字で大書し「今後も登録されない措置が続く場合、相応の対応をとらせていただきます」等と記載した書面（甲14）をポストに投函し、後日、亡蛭子宅の表札を含む写真をSNSに投稿した（乙1）。

- (7) 同年10月8日、同月11日、原告は、亡蛭子に対して、本件MLへの登録拒否を批判する無線送信を複数回行った（乙22の1、22の2）。

- (8) 本件訴え提起（同年11月28日）後である同年12月30日、亡蛭子は死亡し、妻である被告[REDACTED]が2分の1、その間の子である被告[REDACTED]及び被告[REDACTED]が各4分の1の割合で亡蛭子を相続した（亡蛭子の死亡の事実は、当裁判所に顕著である。）。

2 争点

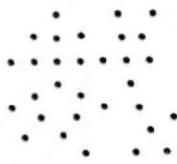
- (1) 亡蛭子による本件ML登録拒否行為が不法行為に該当するか。
- (2) 原告の損害

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

- (1) 本件MLについて

甲7号証及び弁論の全趣旨によれば、本件MLは、訴外J A R Lの会



員資格そのものに直結する制度的機能を有するものではなく、大阪府支部が任意に開設した私的・自主的な情報交換手段にすぎない。

また、会員について当然に登録承認をしなければならない旨の規定や、登録承認基準を定めた規程も存在しないが、甲7号証には、本件MLの利用ガイドラインが明記され、当該ガイドラインに違反した場合には、本件MLの利用者登録が削除されることがある旨記載されている。

そうすると、本件MLの管理運営については、管理者に相当程度の裁量が認められるというべきであり、登録承認基準が明文化されていない場合でも、管理者は運用上の実情や上記ガイドライン沿って運用しているところ、当該ガイドラインの趣旨は、会員間の和を維持し、円滑な運営を確保する点にあると解される。そして、登録後に削除措置を講ずることが予定されている以上、登録段階においても同様の趣旨に基づき、支部の秩序維持・会員相互の和を保つために必要な措置を講じることが許される。その判断が社会通念上著しく合理性を欠くなど特段の事情がない限り、直ちに不法行為法上違法となるものではない。

(2) 亡蛭子の判断の相当性について

ア 前記認定事実によれば、原告は、令和7年4月20日、同年5月24日、訴外JARLの運営上の問題を指摘する内容の一斉メールを、不特定多数の会員に対して送信したり、同年6月22日、訴外JARLの定時社員総会において、訴外JARLの運営に対する自己主張活動を行っている。

上記行為自体が直ちに違法であるとはいえないものの、少なくとも、原告が訴外JARL内部において対立的性格を有する情報発信活動を積極的に行っていたことは明らかである。

原告は、その後も、本件ML登録要求に関し、多数回にわたりメール、葉書、SMS等による連絡を継続し、本部役員を含む多数の関係



者に対して合計19通ものメールを送信したり、また、亡蛭子に対して、本件MLへの登録拒否を批判する無線送信を複数回行っている。

さらに、原告は、亡蛭子宅訪問を予告した上、実際に亡蛭子宅を訪問し、約25分間、同宅前に佇み（乙20の1）、インターホンを繰り返し鳴らしたほか、警告文書を投函し、加えて亡蛭子宅の写真をSNSに投稿している。

これらの行為は、その態様、頻度及び方法に照らし、亡蛭子及びその家族に心理的圧迫感や不安感を与えるものであったというべきである。

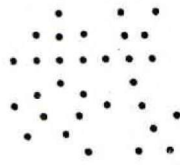
そして、本件MLは、多数の会員が参加するコミュニティ型媒体であり、その円滑かつ平穏な運営は尊重されるべき利益であるところ、亡蛭子において、原告を登録した場合、原告が自己の主張を継続的かつ一方的に投稿し、会員間の対立や運営上の混乱を生じさせるおそれがあると判断したことには、相応の合理性が認められる。

したがって、亡蛭子が、本件MLの運営秩序維持の観点から、原告の登録を認めなかったことが、本件MLの利用ガイドラインの趣旨に照らしても極めて合理的であり、社会通念上著しく相当性を欠くものとは認められない。

イ 原告は、亡蛭子が登録申請に対して何ら返答をしなかったこと自体も不当である旨主張する。

しかし、前記認定のとおり、原告は、訴外JARLの運営に関する情報発信活動を活発に行っており、亡蛭子において、原告に対する返答内容がSNS等で公開され、更なる対立や混乱を招くことを危惧したとしても、不合理であるとはいえない。

また、本件MLは任意的な情報交換媒体にすぎず、これに登録されないことによって、原告が訴外JARLの会員資格その他の法的地位



を失ったものでもない。

そうすると、亡蛭子が会員相互の和が乱れ、運用に障害を来すおそれを危惧して、原告に対して、明示的な返答を行わなかったことを含めても、亡蛭子の対応全体が不法行為法上違法と評価することはできない。

ウ また、原告は、本件MLへの登録申請を行ったにもかかわらず登録されなかった会員が他にも存在すると主張し、それに沿う証拠を提出する。しかし、本件で問題となるのは、亡蛭子による原告に対する登録拒否行為の違法性の有無であり、他の会員に対する対応それ自体ではない。

また、仮に原告主張のとおり、他にも登録申請を行ったにもかかわらず登録されていない会員が存在するとしても、そのことは、亡蛭子が原告のみを殊更に排除したことを基礎付けるものではなく、本件MLのような任意組織の運営において、管理者が個別の会員の属性等を勘案して対応を選択することは、管理権の行使として原則として許容される。

さらに、本件においては、原告による大量メール送信、多数回にわたる登録要求、登録拒否の批判、亡蛭子宅訪問等の一連の行為が認められ、亡蛭子が原告を登録した場合の運営上の支障を危惧したことには客観的根拠が認められるのであって、他の会員が未登録であったとの事実から直ちに亡蛭子の判断が恣意的又は差別的であったということとはできない。

したがって、原告の上記主張は、亡蛭子の行為の違法性を基礎付けるものとはいえない。

エ 以上によれば、亡蛭子による本件ML登録拒否行為は、訴外JARLの大阪府支部の円滑な運営及び会員間の平穏維持を目的とした合理

的裁量の範囲内の行為というべきであり、相当である。

オ なお、被告らは、本件ML登録拒否事由の一つとして、原告が訴外JARLの大阪・関西万博の記念局宛に郵送したQSLカードが万博協会に届いたことにより、同協会から訴外JARLの記念局ブースのスタッフに苦情があり、万博協会及び訴外JARLの関係者に迷惑を掛けたことを主張する。

確かに、上記郵便物の宛先が不完全であったことは認められるが（乙11の2、11の3、13）、原告は意図的に万博協会宛に送付したのではなく、結果的にそのような事態になってしまったもので、当該事実を以って、本件ML登録拒否事由にはなり得ないといえる。

よって、被告らの上記主張は採用できない。

2 結論

以上より、原告の請求は理由がないので、その余の争点について判断するまでもなく、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

堺簡易裁判所

裁判官 東 山 裕 実



これは正本である。

令和8年7月31日

堺簡易裁判所

裁判所書記官 矢倉 章憲

